

# にしかわ

広報

1978  
6/10

第211号

発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場    編集 / 総務課    毎月10日・25日発行



## 本号のおもな内容

- 2面 臨時会報告、国民年金法の改正
- 3面 税の知識
- 4面 特別減税、家屋調査、児童手当の現況届
- 5面 航空防除、事業所統計調査
- 6面 区長研修
- 7面 ハイキング大会
- 8面 お知らせ



どっしり雨は降るのかな  
どこから落ちてくるのかな  
だれが雨を降らすのかな  
きつと気まぐれな人が上から水  
をまいているのだろうね  
だってなかなかやまないんだもの  
はやくやめばいいなあ……

雨やどり

# 町議会 —第四回— 臨時会 報告!

昭和五十三年第五回西川町議会  
第四回臨時会は、五月二十三日招  
集され、町長提出議案七件を、そ  
れぞれ承認または原案どおり可決  
し、同日閉会しました。(出席議員  
二十一名)

○町長専決処分について(昭和五  
十二年西川町一般会計補正予算  
(第十六号)(承認)

○町長専決処分について(西川町  
税条例の一部改正)(承認)

○契約の締結について(鑑郷小学  
校校舎建築工事)(原案可決)

○契約の締結について(西川町学  
校給食共同調理場建築工事)(原案  
可決)

○西川町特別土地保有税審議会条  
例の制定について(原案可決)

○西川町非常勤の特別職の職員  
の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について(原案可決)

○補正予算のあらまし

このたびの補正予算は、福祉会  
館の備品類の購入費及び当面追加  
を要する諸経費についての補正で  
あり、補正額は二千二百九十二万  
三千円となり、補正後の予算総額  
は十七億三千四百七十七万九千円  
となりました。

このたび補正された主なものは  
次のとおりです。

- 西川町の町勢要覧発行費 三〇〇万円
- 福祉会館費、その他の需用費 一一〇万円
- 福祉会館費、備品購入費 九六一万円
- 土地開発基金(利子)繰出金 六四七万円追加
- 公民館費、備品購入費 二二五万円

## 国民年金法 の 改 正

内容をお知らせします。  
昭和五十二年の全国消費者物  
価指数が六・七パーセント上昇し  
たことにより、拠出制年金(老齢  
や通算老齢をはじめ、障害、母子  
、遺児、寡婦の各年金)は、  
この七月から六・七パーセント引  
き上げられます。

さきごろ、国会で国民年金法が  
改正されましたので、そのおもな

現在、無年金者が全国に約一〇  
〇万人いるといわれていることか  
ら、これらの人々を救済するた

め「特例納付」が五十二年七月一  
日から五十五年六月三十日までの  
二年間実施されます。  
特例保険料額は一カ月四、〇〇  
〇円となっていますが、これを納  
めることのできる人は明治四十四  
年四月二日以降に生まれた強制加  
入者となっています。

### 改善のポイント

#### (拠出年金)

○年金額の引上げ(53・7実施)  
年金額を消費者物価の上昇率に  
応じた引上げ → 6.7%  
(月額)

25年年金	35,558円→37,925円
10年年金	22,425円→23,925円
5年年金	16,408円→17,508円
障害年金	
1級	45,125円→48,133円
2級	36,100円→38,508円
母子・遺児年金など	36,100円→38,508円

○無年金者に対する救済措置  
過去の国民年金の強制被保険者た  
り期間のうちの、特例として保険料  
の納付を認め、(53・7実施)  
特例納付保険料額 4,000円  
○保険料額の引上げ(54・4実施)  
定額保険料 2,730円→3,300円だ  
が55・4からは3,650円(たが  
し、54年度に物価スライドがあ  
る場合には、その率を乗じた額)


#### (福祉年金)

○年金額の引上げ(53・8実施)  
消費者物価の上昇率を上回る引  
上げ  
(月額)

老齢	15,000円→16,500円
障害	
1級	22,500円→24,800円
2級	15,000円→16,500円
母子・遺児	19,500円→21,500円

○所得制限の緩和  
本人……2人世帯の場合  
老齢・障害  
年収 164万円→200万円  
母子・遺児  
年収 320万円→334万円  
扶養義務者……6人世帯の場合  
年収 876万円(すえ置き)

みんなの街です。美しく  
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。



吸わない人への思いやり  
大切なエチケットです。

日本専売公社

## 所得税の予定納税は 7月31日まで

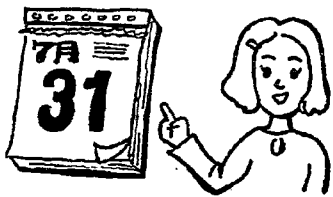
所得税第一期分の予定納税は、  
七月一日から七月三十一日までで  
す。

納めていただく金額は、すでに  
税務署から皆さんに通知してあり  
ますので、期限に遅れないように  
納めてください。

○予定納税の減額は  
次のような方は予定納税額の減  
額申告ができます。

- ① 廃業、休業、転業、失業をした  
とき
  - ② 災害、盗難、横領にあったとき。
  - ③ 結婚や出生によって所得控除が  
受けられることとなったとき。
  - ④ 景気の変動などにより、営業不  
振となり本年分の所得が相当少  
なくなるようなとき。
- 納税は便利な振替納税で  
税金も電気料や水道料などと同

### 所得税第1期分の 納期は7月31日まで



じように、預金口座から自動的に  
振替納税をすることができます。  
納める手数がはぶけ、大変便利で  
す。どうぞご利用を

マイホームと税金

○所得税の住宅取得控除  
昭和五十五年までに住宅を新築  
したり、新築住宅を買ったときに  
次の要件に当てはまれば、その住  
宅に住んだ年から三年間にわたっ  
て、住宅取得控除が受けられます。

- ① 工事を完了または購入した日から  
六カ月以内に入居し、引き続き  
居住していること。
  - ② 床面積が百六十五平方メートル  
以下であること。
- なお、昨年までは最高三万円の  
控除額でしたが、今年から住宅ロ  
ーンの返済についても、一定の要  
件に該当すれば、最高三万円まで  
控除されることとなり、あわせて  
控除額は最高六万円までとなりま  
した。

○登録免許税の軽減  
新築住宅の登記で次の要件にあ  
てはまるものは、税率が保存登記  
では〇・六%が〇・二%に、また  
移転登記では五・〇%から〇・二  
%にと軽減されます。

- ① 家屋の床面積が百六十五平方メ  
ートル以下であること。
- ② 昭和五十四年三月三十一日まで  
に取得した自分が住むための新築  
住宅であること。
- ③ 新築後一年以内の登記であるこ  
と。

○住宅資金と贈与税  
住宅の買入資金として、自分の  
預金のほかに、妻や子供の預金を  
あてることがよくあります。この  
場合、妻や子供から贈与を受けた  
こととなりますから、その額が一  
年間に六十万円を超えると贈与税  
がかかります。

しかし、買入れた住宅は負担し  
た金額に応じて持分登記をすれば  
贈与税はかかりません。  
詳しいことは、税務署、税務相  
談室にお尋ねください。

代表電話〇二五六七一一二三  
五五

田高関連中小企業者に対する  
欠損繰戻し還付の特例に  
ついて

昨年来の著しい円高によって多  
大な影響を受けている中小企業者  
に対しては、税金の面において、  
純損失や欠損金を三年間繰戻して、  
所得税や法人税の還付が受けられ  
ることになりました。

この特例の適用が受けられるの  
は、継続して青色申告をしている  
個人事業者や内国法人で、円高に  
より事業活動に支障が生じている  
ものとして都道府県知事(又は市  
区町村長)の認定を受けた中小企  
業者に限られます。

そこで、この特例についてその  
あらましを説明します。

〈青色申告をしている個人事業者  
の場合〉

昭和五十二年分、昭和五十三年  
分の所得に赤字が出た場合、その  
赤字の額を、赤字になった年の前  
三年間のいずれかの年分の所得か  
ら控除して、その控除額に対応す  
る所得税の還付を受けることがで  
きます。

この繰戻し還付を受けるために  
は、各年分の所得税の確定申告を  
期限内に提出し、都道府県知事等  
から交付を受けた「認定中小企業

昭和五十二年六月一日を含む事  
業年度から二事業年度(半年決算  
の場合は四事業年度)において欠  
損金が生じた場合、その欠損金額  
に対応する法人税額を、欠損にな  
った事業年度の前三事業年度(半  
年決算の場合は六事業年度)に納  
めた法人税額から還付を受けるこ  
とができます。

還付請求の手続は個人事業者の  
場合と同じですが、昭和五十二年  
六月一日から昭和五十三年四月三  
十日までの間に終了する事業年度  
についての還付請求書は、昭和五  
十二年七月三十一日までに提出す  
ればよいことになっています。

# 昭和52年分 所得税の 特別減税 について

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

（還付を受けられる人）  
還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

（還付方法とその手続き）  
①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月～七月ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次の説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

事業所得者などの場合  
事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他の人の場合  
今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を出していない人は、期限後の確定申告をして特別減税を受けることになっていきます。

くわしいことは、税務署へおたずねください。  
代表電話〇二五六七二二一三  
五五

## 税務課職員がお宅に伺います 家屋調査にご協力を!! (6月から調査)

税務課では今月から新築した家屋や増・改築した家屋の実地調査を行います。  
この調査は、昭和五十三年一月二日以後に建てた家屋を、役場の固定資産課税台帳に床面積や価格などを登録するために行うものです。該当するご家庭に税務課職員が伺って、建物の使用材料や床面積などを調べさせていただきます。このため、室内にも入れていただきますので、よろしくご協力をお願いします。  
なお、不在等で調査できないときは、連絡用紙を入れておきますので、ご都合の良い日時をご連絡ください。  
家屋調査についてのお問い合わせは、役場税務課資産税係へどうぞ。

### 児童手当の 現況届を 忘れずに!

受付 6月21・22日



児童手当受給者は、毎年六月中に前年の所得の状況および六月一日における養育の状況などを届け出ることとされており、昭和五十三年六月から昭和五十四年五月までの児童手当の支給を決定しますので、次により現況届をしてください。なお、現況届をしないと六月分以後の児童手当の支払いを受けられなくなりしますのでご注意ください。  
〇届出日  
六月二十一日・二十二日の二日間それぞれ午前九時から午後五時まで  
〇場所  
西川町役場 和室  
〇持参するもの  
認印(ミトン)・保険証



町長直通  
3115  
7月は4日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。  
〇毎月第一火曜日  
午後五時から五時二十分まで  
〇電話 三二一五番

### 六月の役場事務相談

役場事務のことで、「こんなことが聞きたい」「これはどうなっているか」「困っていること」などがありましたらお気軽にご相談ください。  
なお、電話によるご相談も歓迎しております。(相談員自宅電話番号二五二二番)  
〇とき 六月二十日(火)午後一時から午後三時まで  
〇ところ 西川町役場  
〇相談員 石黒喜十郎氏

### (その3)



## ことしの 航空防除

西川町病害虫  
防除協議会

## このような注意を!! — 危被害防止対策 —

六月二十日から航空防除が始まります。  
一 一般住宅地域(鰯、川崎、菅根、旗屋、善光寺などの団地)の散布周辺地域の家屋では次の点に注意して下さい。

- (1)戸締まりをする。
- (2)早朝の散布中は屋外に出ないようにする。
- (3)洗たく物は屋外に出さない。
- (4)自家用自動車等は車庫に入れるか、シートやビニール等で覆いをするか、一時区域外に移動し区域内に駐車しないようにして下さい。

薬液がかかった場合は、すぐ水洗いして下さい。

- (5)野菜や果物は必ず洗剤で洗ってから食用する。
- (6)井戸や飲料水などには覆いをすること。
- 二 危被害発生のおそれのある対象物の事前確認を怠りておりません。事務局電話三〇三三番へご連絡下さい。
- (1)爆音によるもの——養鶏、乳牛など
- (2)薬剤によるもの——養魚、養蚕園、杉苗、豆類、十字科作物の幼苗、ビニールの汚点、自動車の一部塗装。(自動車業者)

三 家畜の中毒事故や爆音による被害を出さないため次のことに注意して下さい。  
(1)散布作業中は畜舎の窓を閉じる

- (1)エルサンは魚毒性がありますので小さな養魚池、産池はビニールなどで覆いをして下さい。
- (2)養魚池の水源が河川水、農業用水を利用している場合は、散布前に十分取水して、水路を遮断するなど、特に水位を高めておくこと。
- (3)カモ類は囲の中から二日～三日出さないで下さい。
- (4)中古車センターなど販売用及び自動車修理工場の営業用自動車はシートをかけるか、水で洗浄して下さい。
- (5)ビニールハウスのビニールにもシミを生ずることがあるので注意する。

五 その他  
くわしくは各農家へチラシを配布します。

### — 心配ごと相談 —

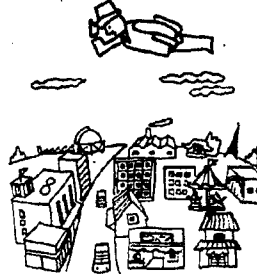
とき 毎週月曜日午後1時から午後3時まで  
ところ 老人いこいの家「西川荘」  
※ 心配ごとと、秘密・無料。  
お気軽においで下さい。  
〔6月の相談員〕  
12日 高井熊雄氏 坪井己之三郎氏  
19日 高井熊雄氏 赤川幸平氏

### 事業所統計調査にご協力を

六月十五日に、全国いっせいに「事業所統計調査」が行われます。事業所統計調査は、国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査で、工場、店舗、会社、学校のほか、官公庁、病院、国鉄の駅、旅館、組合などから神社、寺院にいたるまであらゆる種類の事業所をもれなく調べ、我が国の産業の見取り図を作るために行う重

〇事業所統計調査員△

氏名	担当地区
高井熊雄	鰯郷地区(鰯、学校町、水道町を除く)
八木沢英雄	鰯金城水道町学校町
鶴巻繁	千隈町朝日町五番町
小池亮一	二、三、四番町
渡辺信夫	一番町大正通藤見町
工藤健治	旗屋、松崎、六分
中野善三門	六、七番町
鮎物敏敏	八番町
加藤幸男	九番町、東町、見帯、善光寺、桑山、新川
笹川俊雄	升湖地区



要な調査です。このため六月十五日から二十五日にかけて次の調査員が各事業所に伺いますのでご協力をお願いします。  
なお、調査したことがらは、統計を作るためにだけ用いられ、その他の目的、たとえば、徴税などの資料に使うことは絶対ありませんし、また調査員や調査関係者が他にもらすことは決してありません。



川西ダム

### 区長等 先進地視察 報告

区長、嘱託員、部落長さんの先進地視察研修が、去る五月二十五日二十六日行われました。

今回は、中魚沼郡川西町(人口一〇、二〇五人)のほ場整備、構造改善、県営かんがい排水、住民体育館建築、国鉄発電所を視察研修いたしました。

水稲の育苗から稲乾燥調製の一連の作業を各農家から委託されている施設。  
一 住民体育館の建築  
昭和五十二年度と五十三年度の二カ年継続事業として総合体育館の建築に着手、今年十一月完工予定となっております。

主な視察の概要を紹介しますと  
一 県営かんがい排水事業  
用水不足で稲作の植付期と、出穂開花期にかけて、早ばつの被害が多く用水不足が地区の農業近代化推進上重大な支障となっている。このため、山の中腹にダムを新設用水不足を解消するとともに、ほ場整備後の全用水量を確保するため、県営事業として川西ダムを新設耕地面積六百二十二ヘクタールの用水工事  
一 ライス、育苗センター



(ライス、育苗センター)

## “山は緑” 角田山頂は 呼んでいる

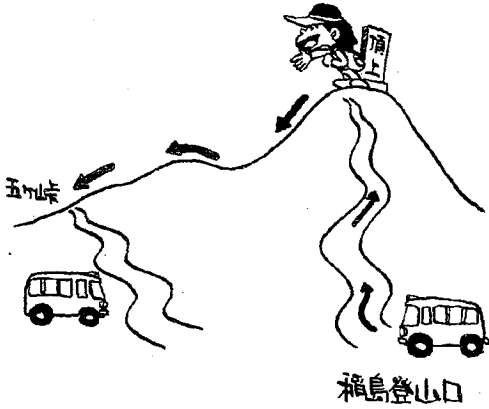
とき：六月十八日(日)

集合地：升瀉小学校

西川町公民館

時間：午前九時

※なお、参加希望の方は昼食持参  
マイクローバスで登山口、下山口まで各集合地に集まってください。で送迎いたします。



稲島登山口

## 骨折した あなたに あつた 骨折の知識

◎骨折された

骨が折れているかどうかの判断は、(1)はれてくる。(2)形が変わってくる。(3)その部分にさわると激しい痛みがあり、動かさない。(4)ひどいと折れた骨の端が皮膚を破つてとび出し、出血を伴うことがある。

骨折しているかどうかからなるときは、骨折していると考えて

手当をしておけば悪化はしません。

一 骨折部を安静にする。(副木は長さ、幅、硬さの十分にあるものを使い、骨折部の上下の関節も含めて動かさないように当て、包帯、三角巾、手拭などでしっかりと固定します。

二 出血やはれの具合によって血行障害を起こすことがあるので、副木をするときは固定したあと

## ゆうあい号 来町 さあ 献血へ!!

家族そろって献血にご協力ください。

交通事故や大手術にそなえて、一家に一人は必ず献血しましょう。

とき 六月十五日(木曜日)  
午前九時三十分～午後三時  
場所 西川町役場

※約三十分間の昼休みがあります。

◎献血できるかた  
○年齢満十六歳以上満六五歳までのかた。

○体重男子四五kg以上、女子四十kg以上のかた。

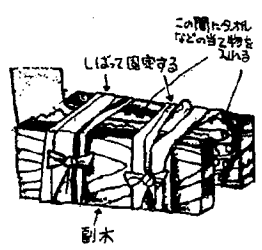
○血液比重一・〇五二以上のかた。

○過去六カ月以内および現在妊娠中でないかた。

※ 採血前に医師が健康診断を行い、無理な採血はしませんので決して心配はありません。

採血して下さったかたに血液検査サービス!!  
献血後の血液を、(トランスアミ

で、約三十分おきぐらいたしはり具合を調べます。  
三 痛みのはげしい部分を冷やします。  
四 きずのあるときはきず口に清潔な布やガーゼを当て、突き出している骨片は押しこまぬい。  
五 医師の診療を受けます。

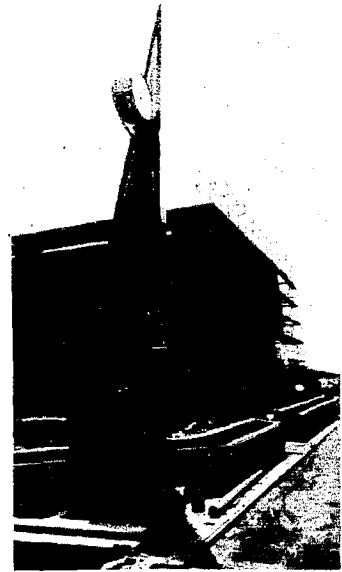


副木

## 越後西川ライオンズクラブ

### 住民福祉会館シンボルタワー

寄贈!



町のコミュニケーションセンターとして福祉会館が昨年十一月着工し、来る六月三十日竣工予定で工事が進んでいます。五月二十八日越後西川ライオンズクラブからチャーターナイト記念アクティビティとして、福祉会館のシンボルタワー一基の寄贈がありました。シンボルタワーは、高さ七層で時計も取り付けたユニークなデザインのもので、ご寄贈ありがとうございます。

## 自転車置場を 整理しよう!!

通勤等のための自転車置場を設置し、好評を受けておりますが、最近自転車の置き方が乱雑となっており、他の人のめいわくとなっております。自分ぐらいいいだろうという気持ちの人が少しずつあつまるようになってくるので、一人一人が気をつけて整理するよう心がけようではありませんか。そうすれば駅構内ももつときれいになると思います。



【わたしの作品】  
遠足



升湯小学校2年  
小林 真由美 さん

指導 谷喜美子先生



秋葉山へ  
速足に行き  
遊んだこと  
を絵にかき  
ました。

メリーゴーランドが回  
つて体がとばされそうを感じ  
がよくていています。

● その他  
(1) 受験願書は県総務部消  
防防災課又は消防本部署  
等に用意してある所定の用  
紙を使用すること。  
(2) 受験願書の送付先は、  
新潟市学校町通一番町 新  
潟県総務部消防防災課と  
する。

● お知らせ ●

— 今月の納税 —

- 町県民税 (第一期分) 六月三十日
- 国民健康保険 納税には便利 な口座振替制 度をご利用く ださい。

危険物取扱者試験

- 試験日 七月二十六日
- 願書受付 六月二十六日から 七月三日まで
- 資格 (1) 甲種  
ア 学校教育法 昭和二十二年法律 第二十六号による大学、短期大学 若しくは高等専門学校において化 学に関する学科若しくは課程を修 めて卒業した者又は、これと同等 以上の学力を有すると都道府県知 事が認定した者で、六カ月以上危険

ごみ収集休みについて

ごみ焼却場の都合で、六月 二十四日(土)のごみ収集を休 みます。 ご注意でしょうがご協力く ださい。

▽収集済み地区  
五・六・七・八・九番町、 東町、朝日町、六分、見帯、 善光寺、升湯地区全域

当町では一般家庭用ゴミ、 危険物、大型ゴミをわけて収 集しておりますが、最近混 合して出されるものが多く、 焼却場では困っております。 ゴミ、危険物は収集日以 外は絶対に出さないでくだ さい。

附近をちらかさないよう、 必ず袋かポリバケツに入れ て出してください。

学卒求人説明会について

昭和五十四年三月新規学卒 者の求人申し込みの受け付け を、七月一日から開始します。 求人申込事務についての説 明会を左記により開催します から、多数御出席ください。

なお、七月二十二日までに 求人申し込みをしていただい た高校求人は、求人一覽表に し、県内各高校に配布いたし ますので、早期に求人申し込

みをなされるようお願いいた します。 詳しいことについては、巻 公共職業安定所(電話 巻 二一三二五五)に、お問い合 わせください。

記  
六月十四日 午後一時三十分  
二場 所 西川町商工会

◎ 6月の衛生行事 ◎

月日	種 目	対 象	場 所	時 間	備 考
15日(木)	献 血	16歳—64歳の希望者	役場	午前 9:30—11:00 午後 3:00—	約30分間の昼休みがあります。
16日(金)	3歳児検診	S 50年4月1日—7月31日生まれ	役場	升湯 9:30—11:00 曹長 9:30—11:00	母子手帳持参
18日(月)	不用犬引き取り	全町希望者	役場	午前 9:30—11:00	引取り料(犬)1000円(猫)500円(雑種)500円(動物保護費)1000円(新設)1000円(管理費)1000円
22日(木)	保健委員研修会	本町、町内の保健委員	分館	午前 9:00—11:00 午後 3:30—	
23日(金)	乳児産婦健康相談	S 53年4月生まれ	役場	午前 9:30—11:00	母子手帳持参
23日(金)	乳児検診	S 53年7月及び12月生まれ	役場	升湯 9:30—11:00 曹長 9:30—11:00	母子手帳持参
27日(火)	百日ぜき・ジフテリア・破傷風・三種混合予防接種	① S 50年1月1日—31日6月30日生まれ ② 前回来院了者	役場	升湯 9:30—11:00 曹長 9:30—11:00	第一期 3回目 母子手帳持参
30日(金)	妊婦学級	全妊婦	役場	午前 9:00—11:00 午後 4:00—	第一期 3回目 母子手帳持参

(3) くわしくは消防本部(危険物係)又は県総務部消防防災課危険物係(電話(新潟)一三二五五—二六三)へお問い合わせください。

町民のうごき



- 毛島 裕 % 伸一 川崎
- 北上 郷美 % 守夫 新柴町
- 水野 圭太 % 博之 学校町
- 長谷川 惠美 % 勝作 中村
- 玉木 紀子 % 秋男 押付
- 星野 淳史 % 良一 大淵



- 小沢 文裕 世帯主 新柴町
- (朝賀) 京子 小沢文裕 新柴町
- 斎藤 進午 斎藤精蔵 松崎
- (熊倉) 早苗 斎藤精蔵 松崎



- 小林 千ヨ 55 % 政吉 与兵衛 野
- 斎藤 幸太郎 66 % 本人 下組